

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告はお早めに！

**早めの準備で申告は忘れずに！！
申告相談の後半は混み合います。**

◆所得税、消費税、贈与税等(税務署職員が対応します)

	会場名	日程	受付時間
中央会場	市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日曜日を除く	9時～16時

◆市県民税(市役所職員が対応します)

	会場名	日程	受付時間
中央会場	市役所本庁1階 くにびき大ホール	2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日曜日を除く	9時～16時
平田会場	市役所平田支所 中庁舎1階 <small>昨年と会場を変更しています</small>	2月12日(水)～3月17日(月) ※土、日曜日を除く	
斐川会場	斐川文化会館 2階第1研修室	2月10日(月)～3月17日(月) ※土、日、祝日を除く	9時～12時 13時～16時
大社会場	大社文化プレイスうらら館 会議室	2月12日(水)～3月14日(金) ※土、日、月曜日を除く	
佐田会場	市役所佐田支所 3階会議室	2月17日(月)～2月26日(水) ※土、日曜日を除く	
多伎会場	市役所多伎支所 2階講習室	2月27日(木)～3月5日(水) ※土、日曜日を除く	
湖陵会場	湖陵コミュニティセンター 1階研修室	3月6日(木)～3月17日(月) ※土、日曜日を除く	

※上表の相談会場以外の場所では、申告相談を行っていません。

※お住まいの地区の会場に来場できないときは、他地区の会場へお越しください。

※詳しい日程や受付時間等については、この広報と一緒に配布している「市税だより」や市のホームページをご覧ください。

申告に必要なもの

- ◇営業等、農業、不動産所得がある方は収入と経費がわかるもの
(領収書、帳簿、通帳、農業収支計算明細書、固定資産税課税明細書など)
- ◇給与収入、公的年金収入がある方は源泉徴収票(原本)
- ◇生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料の支払証明書
- ◇身体障がい者手帳や療育手帳など
- ◇医療費控除の申告をする方は領収書と医療保険や生命保険等で補てんされる金額がわかるもの(事前に集計しておいてください)
- ◇印鑑(スタンプ印は不可)
- ◇預金通帳など、本人名義の口座のわかるもの(所得税の還付申告の場合)
- ◇社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)の証明書または領収書など
- ◇申告書の送付があった方は会場へお持ちください。

公的年金からの市・県民税(個人住民税)特別徴収制度

高齢者の納税における利便性の向上と徴収事務の効率化を図るために、公的年金から市・県民税(個人住民税)を天引きする制度が、平成21年から導入されました。

この制度は納税の方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

また、徴収される税額は、公的年金所得にかかる市・県民税の所得割額および均等割額のみです。

どんな人が特別徴収されるの？

次の全てに該当する人

- その年度の4月1日現在、65歳以上で公的年金の支払いを受けている人
- 公的年金の年額が18万円以上ある人
- 公的年金所得に係る市・県民税の課税がある人
- 介護保険料が特別徴収となっている人

こんな時は普通徴収になります

- 死亡または他市町村へ転出した場合
- 年金特別徴収対象税額が変更となった場合
- 介護保険料が特別徴収されなくなった場合

～仮徴収と本徴収～

■ 前年度から継続して年金特別徴収する場合

仮徴収	4月	前年度2月の引き去り額と同額を引き去ります。	本徴収	10月	前年の所得をもとに、確定した年金特別徴収対象税額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて引き去ります。
	6月			12月	
	8月			2月	

- 新たに年金特別徴収の対象者となった方は、10月から年金特別徴収が始まります。それまでは、普通徴収による納付となります。

年金特別徴収税額と普通徴収税額がある場合の納付例

年金収入が2,400,000円、不動産所得が1,200,000円で仮徴収と本徴収がある人の場合
年税額は、136,500円

(年税額の内訳 年金所得にかかる税額 16,500円 年金以外の所得に係る税額 120,000円)

〈納付方法〉

普通徴収 (年金以外の所得に係る税額)		公的年金からの特別徴収 (年金所得に係る税額)	
-		4月引き去り額	2,700円
第1期(6月)	30,000円	6月引き去り額	2,700円
第2期(8月)	30,000円	8月引き去り額	2,700円
第3期(10月)	30,000円	10月引き去り額	2,800円
第4期(1月)	30,000円	12月引き去り額	2,800円
-		翌年2月引き去り額	2,800円
合計	120,000円	合計	16,500円

合計金額=年税額

前年度2月の特別徴収額と同額

● 市県民税申告に関するおたすね / 市民税課 ☎21-6770、21-6898

出雲税務署からのお知らせ

イータックス

申告会場に出かけなくても **e-Tax** または **郵送等** で!!

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。
申告書はご自分で作成され、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」
または **郵送等** で提出されることをお勧めします。

- ◇ 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書等を作成することができます。

なお、**24 時間** 利用できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

- ◇ **e-Tax** を利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。

なお、3月17日(月)までは **24 時間** 利用できます。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

※利用にあたっては、事前に手続・準備が必要です。

- ◇ 提出前に、『**もう一度チェック !!**』

計算誤り（収入の合算漏れなど）や所得控除（配偶者控除、扶養控除など）の適用誤りなどで、税務署から、後日、申告内容の見直しや是正をお願いするケースが散見されます。

申告書等は、ご自身で記載内容を確認したうえで提出してください。

平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税が創設されました



復興特別所得税の創設に伴い、平成 25 年から平成 49 年までの各年分の確定申告は、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。

なお、給与所得者の方は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる給与等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることになります。

詳しくは **国税庁** で **検索**

● 所得税申告に関するおたずね

出雲税務署 ☎ 21-0440

- ◇「確定申告に関するご相談」は、「0」を選択。
⇒「確定申告テレフォンセンター」へつながります。
- ◇税務署からの照会やおたずね、または職員にご相談の方は、「2」を選択。⇒「税務署」へつながります。

島根県東部県民センターからのお知らせ

個人事業主の方へ

所得税の確定申告または住民税の申告は、個人事業税の申告を兼ねています。個人事業税に関して不明な点等がありましたら、島根県東部県民センター（☎ 0852-32-5623）へおたずねください。